証券コード　1946
2019年６月６日

株 主 各 位

名古屋市中区栄一丁目20番31号
株式会社 トーエネック
代表取締役社長　大　野　智　彦

第101回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第101回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、２～３ページの「議決権の行使についてのご案内」に従って2019年6月25日（火曜日）午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　2019年６月26日（水曜日）　午前10時
２．場　　所　名古屋市中区栄一丁目20番31号　当社本店
３．会議の目的事項
報 告 事 項
１．第101期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）事業報告および計算書類の内容報告の件
２．第101期（2018年４月１日から2019年３月31日まで）連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項
第１号議案　剰余金の処分の件
第２号議案　取締役11名選任の件
第３号議案　監査役 3 名選任の件

以　上

議決権の行使についてのご案内

● 株主総会にご出席いただく場合

株主総会開催日時 **2019年6月26日（水曜日）午前10時**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。
また、本定時株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申しあげます。

※代理人により議決権を行使される場合は、当社定款に従い、議決権を有する当社の他の株主さま1名を代理人として、その議決権を行使することとさせていただきます。なお、その際は代理権を証明する書面（委任状）を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

● 株主総会にご出席いただけない場合

○ 書面（議決権行使書用紙）により議決権を行使される場合

行使期限 **2019年6月25日（火曜日）午後5時15分到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。

○ インターネットにより議決権を行使される場合

行使期限 **2019年6月25日（火曜日）午後5時15分まで**

インターネットにより**議決権行使サイト▶https://www.web54.net**にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内にしたがって、各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細につきましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」（３頁）に記載の内容をご確認ください。

■ インターネットによる開示について

当社ウェブサイト▶ http://www.toenec.co.jp/

◎ 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
◎ 計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表ならびに連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、株主総会招集通知添付書類には記載しておりません。
◎ 監査役および会計監査人が監査した計算書類および連結計算書類は、本株主総会招集ご通知添付書類に記載の各書類のほか、当社ウェブサイトに掲載している株主資本等変動計算書および個別注記表ならびに連結株主資本等変動計算書および連結注記表となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスしていただくことによって実施可能です。
同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

議決権行使サイト▶https://www.web54.net

インターネットによる議決権行使期限

2019年6月25日（火曜日）
午後5時15分まで

議決権行使コード・パスワードの取り扱いについて

●パスワードは、議決権を行使される方が株主さまご本人であることを確認する手段ですので、大切にお取り扱い願います。
●お電話によるパスワードのご照会にはお答えいたしかねます。
●議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードおよびパスワードは、本総会に限り有効です。

インターネットによる議決権行使についての注意事項

●議決権行使書用紙とインターネットにより議決権を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
●インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
●議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

議決権行使サイトのご利用方法

❶議決権行使サイトへアクセスする

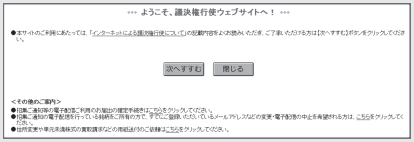

❷お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力

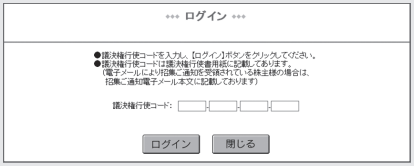

❸「パスワード」を入力

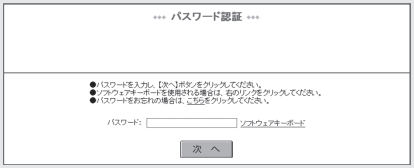

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

三井住友信託銀行株式会社　証券代行ウェブサポート専用ダイヤル
フリーダイヤル0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

（添付書類）

事　業　報　告

（2018年４月１日から
2019年３月31日まで）

1. 当社の現況に関する事項

（1）事業の経過およびその成果

当期におけるわが国経済は、企業収益は横ばい傾向であったものの、雇用・所得環境の改善などにより、緩やかな回復基調が続きました。建設業界におきましても、公共投資の底堅い動きとともに、企業設備投資の増加が見られました。

当社は、中期経営計画（2017年度～2019年度）において、①環境変化への対応と成長への挑戦、②安定した収益の確保、③企業風土改革の更なる推進の３つの重点方針を掲げています。これらの方針に基づき、通信工事、屋内線工事および空調管工事各部門では、中部圏に加えて、首都圏における営業活動や、海外事業基盤の強化を図りました。電力関連工事においては、業務効率化およびコスト削減に一層努めました。さらに、将来を見据えた投資として、太陽光発電事業の拡大に努めました。

また、企業の存続にはお客さまや社会からの信頼が不可欠であるため、コンプライアンスと安全意識の徹底に取り組んできました。

当期の業績につきましては、受注量の確保や原価低減に努めたことなどにより、受注高2,015億８千１百万円（前期比13.4％増)、売上高1,968億６千６百万円（前期比4.3％増)、経常利益85億６千３百万円（前期比24.5％増)、当期純利益57億９千６百万円（前期比31.5％増）となりました。

当期の部門別受注高・売上高

区分		受注高	前期比	売上高	前期比
設備工事	配電線工事	76,722百万円	0.3%	74,277百万円	△3.4%
	地中線工事	11,426百万円	66.1%	9,189百万円	△21.6%
	通信工事	20,330百万円	31.5%	16,240百万円	14.4%
	屋内線工事	72,637百万円	17.1%	70,575百万円	11.0%
	空調管工事	20,463百万円	21.2%	17,291百万円	20.5%
	計	201,581百万円	13.4%	187,574百万円	3.8%
兼業事業	エネルギー事業	—	—	5,296百万円	22.4%
	商品販売	—	—	3,995百万円	6.9%
	計	—	—	9,291百万円	15.2%
合計		201,581百万円	13.4%	196,866百万円	4.3%

（注）受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。

(2) 部門別の状況

(配電線工事)

電力会社からの配電線工事が減少したものの、太陽光発電関連設備工事の増加により、前期に比して、受注高につきましては0.3%増となりました。売上高につきましては、配電線工事が減少したことにより、3.4%減となりました。

(地中線工事)

海外の電力インフラ工事を受注したことにより、前期に比して、受注高につきましては66.1%増となりました。売上高につきましては、太陽光発電関連設備工事が減少したことにより、21.6%減となりました。

(通信工事)

大手通信事業者などの設備投資増加を受け、施工能力の強化に努めたことにより、前期に比して、受注高につきましては31.5%増、売上高につきましても14.4%増となりました。

（屋内線工事）

堅調な製造業などの設備投資増加を受け、営業活動の強化に努めたことにより、前期に比して、受注高につきましては17.1％増、売上高につきましても11.0％増となりました。

（空調管工事）

中部圏に加え首都圏の営業活動の強化に努めたことにより、前期に比して、受注高につきましては21.2％増、売上高につきましても20.5％増となりました。

（エネルギー事業）

太陽光発電事業において新規の太陽光発電所が稼働したことにより、前期に比して、売上高につきましては22.4％増となりました。

(3) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は199億９千９百万円であり、その主なものはエネルギー事業における太陽光発電事業に関連する資産の取得、事業場用土地の取得ならびに事業場の新築によるものです。

(4) 資金調達の状況

太陽光発電事業投資を目的として、社債および長期借入金により340億円を調達しました。そのうち140億円は、国内電気工事会社では初のグリーンボンドの発行によるものです。

(5) 対処すべき課題

今後の景気見通しにつきましては、米中貿易摩擦を発端とする中国の経済成長鈍化による世界経済への影響が懸念されており、わが国への影響についても注視する必要があります。

建設業界におきましても、東京オリンピック後における建設市場の縮小、ならびに消費税増税による消費の冷え込みおよび中国経済失速による貿易の減少を背景とする民間設備投資の抑制が懸念されます。

また、電力会社の配電線工事への投資が抑制されることが予想されるため、電力関連工事については、工事量の減少が見込まれます。

このような外部環境のなか、当社は安定的な収益を確保しつつ更なる成長を目指すため、下記の中期経営計画を策定し全社一体となって重点方針３項目の取り組みを推進しています。

中期経営計画(2017年度～2019年度)
～お客さまと新しい未来へ～

＜重点方針＞

1．環境変化への対応と成長への挑戦

①首都圏における営業活動の強化

②成長分野における事業の拡大

2．安定した収益の確保

①電力配電工事業界におけるトップランナーの維持

②一般工事における営業基盤の強化とお客さま満足度の向上

③施工能力の強化

④コスト競争力の強化

3．企業風土改革の更なる推進

①コンプライアンスの徹底

②安全風土と施工品質の維持・向上

③ダイバーシティの推進

＜数値目標＞
(2019年度・連結)

売上高	2,200億円	営業利益	90億円
営業利益率	4.0%	ＲＯＥ	5.0%

＜成長への投資＞

再生可能エネルギー事業・M＆A・研究開発・人材育成の分野へ
2017年度～2019年度で、1,000億円の投資を実施見込み

当社は、中部電力グループの総合設備企業として、電気・情報通信・空調・電力供給設備の企画・設計・施工・メンテナンスからエネルギー有効利用提案までを手がけ、お客さまへ安心・安全・快適な環境を提供しています。お客さまや社会からの信頼が事業運営の基盤であることを肝に銘じ、より一層コンプライアンスを徹底し、お客さまや株主・投資家の皆さまから選択・支持いただけるよう全力で取り組んでいく所存です。

(6) 財産および損益の状況の推移

	2015年度 第98期	2016年度 第99期	2017年度 第100期	2018年度 第101期 (当期)
受注高	172,317百万円	186,767百万円	177,715百万円	201,581百万円
売上高	192,927百万円	180,461百万円	188,783百万円	196,866百万円
経常利益	7,484百万円	6,612百万円	6,877百万円	8,563百万円
当期純利益	4,077百万円	4,428百万円	4,409百万円	5,796百万円
1株当たり当期純利益	217円85銭	236円69銭	235円82銭	310円7銭
総資産	173,555百万円	183,728百万円	212,436百万円	238,073百万円

(注) 1. 各年度の受注高については、「設備工事」に対応する金額を記載しています。
2. 当社は、2017年10月1日を効力発生日として、普通株式5株につき1株の割合で株式併合を実施しています。このため、1株当たり当期純利益については、第98期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して算定しています。

(7) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

ア. 親会社との関係

会社名	所在地	資本金	親会社の当社への出資比率	主要な事業内容
中部電力株式会社	愛知県名古屋市	430,777百万円	50.01%	電気事業

(注) 1. 出資比率は、自己株式を含めて計算しています。
2. 当社は、親会社より配電設備新増設、修繕工事等を受注しています。

イ. 親会社との間の取引に関する事項

中部電力株式会社との取引については、市場価格等を勘案し、価格交渉のうえ決定することとしています。この観点を踏まえ、中部電力株式会社との重要な契約については、取締役会で審議し、当社の利益を害さないことを確認したうえで締結しています。

② 重要な子会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
株式会社トーエネックサービス	愛知県名古屋市	100百万円	100%	設備工事および事務機器の賃貸
旭シンクロテック株式会社	東京都港区	40百万円	100%	プラント配管工事
株式会社フィルテック	愛知県名古屋市	35百万円	100%	空調設備の保守メンテナンス
統一能科建筑安装(上海)有限公司 (トーエネックシャンハイ)	中華人民共和国	41百万中国元	100%	電気、空調工事
TOENEC(THAILAND)CO.,LTD. (トーエネック(タイランド))	タイ王国	10百万タイバーツ	49.5%	電気、空調、給排水工事
TOENEC PHILIPPINES INCORPORATED (トーエネックフィリピン)	フィリピン共和国	1百万フィリピンペソ	40%	電気、空調、給排水工事
PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA (アサヒシンクロテックインドネシア)	インドネシア共和国	35,750百万 インドネシアルピア	96%	電気、空調、 プラント配管工事

(注) 1. PT. ASAHI SYNCHROTECH INDONESIA（アサヒシンクロテックインドネシア）の株式は、旭シンクロテック株式会社を通じての間接所有です。
2. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。
3. 株式会社トーエネックサービスは、2019年７月１日を効力発生日として、株式会社フィルテックを吸収合併する予定です。

③ 持分法適用会社の状況

会社名	所在地	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
ＰＦＩ豊川宝飯斎場株式会社	愛知県豊川市	100百万円	36%	斎場施設の運営・維持管理
株式会社中部プラントサービス	愛知県名古屋市	240百万円	20%	発電設備の建設・保守運転事業

④ 連結決算の概要

当連結会計年度の売上高は2,189億８千４百万円、(前期比5.7%増)、経常利益は101億４千６百万円 (前期比13.8%増)、親会社株主に帰属する当期純利益は66億７千２百万円 (前期比15.4%増) となりました。

(8) 重要な企業結合等の状況

① 事業の譲渡、譲り受け、合併、会社分割等企業再編行為
特記すべき事項はありません。

② 他の会社の株式の取得および処分
特記すべき事項はありません。

③ 重要な業務提携や技術提携
特記すべき事項はありません。

(9) 主要な事業内容

主要事業	事業内容
配電線工事	配電線・引込線などの新設、改修、補修工事
地中線工事	配電線の地中化工事
通信工事	情報通信ネットワークの基盤整備工事
屋内線工事	ビル・工場などの屋内線工事
空調管工事	ビル・工場などの空調、給排水、衛生設備工事
エネルギー事業	太陽光発電事業、学校空調システムサービス、マンション高圧一括受電サービス事業
商品販売	電線類や工事用材料などの販売

(10) 主要な営業所等

① 本　　店　　愛知県名古屋市中区栄一丁目20番31号
　　愛知県名古屋市港区千年三丁目１番32号（本店別館）

② その他の営業所

名　　称	所　在　地	名　　称	所　在　地
中部本部	愛知県名古屋市	静岡支店	静岡県静岡市
東京本部	東京都豊島区	三重支店	三重県津市
大阪本部	大阪府大阪市	岐阜支店	岐阜県岐阜市
名古屋支店	愛知県名古屋市	長野支店	長野県長野市
岡崎支店	愛知県岡崎市		

③ 研究機関

名　　称	所　在　地
技術研究開発部	愛知県名古屋市

(11) 従業員の状況

従業員数	前期末比増減数
4,887名	29名増

(12) 主要な借入先

借　入　先	借入額
シンジケートローン	19,853百万円
株式会社三菱ＵＦＪ銀行	2,600百万円
株式会社三井住友銀行	2,200百万円
株式会社八十二銀行	1,900百万円
株式会社みずほ銀行	1,100百万円
三井住友信託銀行株式会社	1,000百万円
株式会社大垣共立銀行	1,000百万円

(注)　シンジケートローンは、株式会社三菱ＵＦＪ銀行を幹事とする協調融資によるものです。

2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行済株式の総数　19,329,990株（自己株式数638,187株含む）

(2) 株　主　数　4,995名

(3) 大　株　主

株　主　名	持　株　数	持株比率
中部電力株式会社	9,666千株	51.71%
トーエネック従業員持株会	1,079千株	5.77%
トーエネック共栄会	519千株	2.78%
BBH BOSTON FOR NOMURA JAPAN SMALLER CAPITALIZATION FUND 620065	266千株	1.43%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	247千株	1.33%
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	229千株	1.23%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	225千株	1.21%
株式会社三菱UFJ銀行	201千株	1.08%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口9）	138千株	0.74%
トーエネック名古屋協力会持株会	131千株	0.70%

（注）1. 当社は、自己株式638千株を保有していますが、上記大株主からは除いています。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しています。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

（1）取締役および監査役の氏名等

氏　　名	地　位　お　よ　び　担　当	重要な兼職の状況
大野　智彦	代表取締役社長　社長執行役員	－
三石　拓治	代表取締役　専務執行役員　経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括	－
佐藤　則夫	取締役（非常勤）	－
稲垣　隆司	取締役（非常勤）	岐阜薬科大学学長
髙木　　勲	取締役　専務執行役員　経営企画部、経理部、 情報システム部、資材部、エネルギー事業部統括	－
西脇　哲也	取締役　専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括	－
堀内　保彦	取締役　専務執行役員 空調管本部長	－
平田　幸次	取締役　専務執行役員 国際事業統括部統括　営業本部長	
藤田　祐三	取締役　専務執行役員 東京本部長	－
水野　朝之	取締役　専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長	－
林　　欣吾	取締役（非常勤）	中部電力株式会社 取締役　専務執行役員 販売カンパニー社長
原田　正人	常任監査役（常勤）	－
金山　哲雄	監査役（常勤）	－
志賀　慶章	監査役（非常勤）	公認会計士 志賀慶章公認会計士事務所 所長
杉田　勝彦	監査役（非常勤）	弁護士 石原総合法律事務所副所長

（注）1. 取締役佐藤則夫氏および稲垣隆司氏は、社外取締役です。
2. 常任監査役原田正人氏、監査役志賀慶章氏および杉田勝彦氏は、社外監査役です。
3. 当社は、取締役佐藤則夫氏および稲垣隆司氏、監査役志賀慶章氏および杉田勝彦氏の４氏を株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員として指定し、各取引所に届け出ています。
4. 監査役志賀慶章氏は公認会計士であり、財務および会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しています。
5. 当事業年度における異動
・取締役藤田祐三氏、水野朝之氏および林欣吾氏は、2018年６月27日開催の第100回定時株主総会において新たに取締役に選任され、就任しました。
・取締役住田輝友氏、齊藤等氏および清水成信氏は、2018年６月27日をもって任期満了により退任しました。
6. 2019年４月１日付で、次のとおり担当を変更しました。

氏　　名	新	旧
髙　木　　勲	取締役　専務執行役員 経営企画部、経理部、 情報システム部、資材部統括	取締役　専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、 資材部、エネルギー事業部統括
西　脇　哲　也	取締役　専務執行役員 法務部、総務部、人事部、 教育センター統括	取締役　専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括
堀　内　保　彦	取締役　専務執行役員 エネルギー事業部統括 空調管本部長	取締役　専務執行役員 空調管本部長
水　野　朝　之	取締役　専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長	取締役　専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長

（2）責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第１項および定款の規定により、非業務執行取締役である佐藤則夫氏、稲垣隆司氏および林欣吾氏ならびに監査役の全員と、任務を怠ったことによる損害賠償責任を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額に限定する契約（責任限定契約）を締結しています。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区　　分	支 払 人 員	支 払 総 額
取　締　役 (うち社外取締役)	14名 (２名)	246百万円 (15百万円)
監　査　役 (うち社外監査役)	４名 (３名)	56百万円 (35百万円)

(注)　上記には、2018年６月27日開催の第100回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役３名を含んでいます。

(4) 社外役員に関する事項

①　重要な兼職先と当社との関係

取締役稲垣隆司氏は、岐阜薬科大学の学長です。当社と岐阜薬科大学との間には、特別の利害関係はありません。

監査役志賀慶章氏は、志賀慶章公認会計士事務所の所長です。当社と志賀慶章公認会計士事務所との間には、特別の利害関係はありません。

監査役杉田勝彦氏は、石原総合法律事務所の副所長です。当社と石原総合法律事務所との間には、特別の利害関係はありません。

②　主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

③　社外役員の主な活動状況

区　分	氏　名	主な活動状況
社外取締役	佐　藤　則　夫	・当事業年度に開催した12回の取締役会のすべてに出席し、主に長年にわたる企業経営者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
	稲　垣　隆　司	・当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回に出席し、主に長年にわたる学識経験者としての見地から、豊富な経験と幅広い見識に基づき発言を行っています。
社外監査役	原　田　正　人	・当事業年度に開催した12回の取締役会のうち11回、17回の監査役会のすべてに出席し、主に他社における常勤監査役経験者として企業監査に関する専門的見地から発言を行っています。
	志　賀　慶　章	・当事業年度に開催した12回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から発言を行っています。
	杉　田　勝　彦	・当事業年度に開催した12回の取締役会、17回の監査役会のすべてに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っています。

④　当社の親会社または当社の親会社の子会社から当事業年度において役員として受けた報酬等の総額

該当事項はありません。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社の会計監査人としての報酬等の額
61百万円

② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
61百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の会計監査人に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記①の金額には、これらの合計額を記載しています。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、過年度の監査計画と実績の状況を踏まえ、項目別監査時間、報酬単価、報酬額の推移、職務執行状況を検証し、当事業年度における監査計画の活動内容および報酬見積の算出根拠の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第１項の同意を行っています。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に該当すると認められる場合には、会計監査人を解任します。また、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合には、解任または不再任を株主総会の目的とすることとします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 会社の業務の適正を確保するための体制の整備および運用状況

（1）整備状況

当社は、取締役会において、「会社の業務の適正を確保するための体制」を決議しています。その内容は、次のとおりです。

当社は、業務の適正を確保するため、次の体制を整備するとともに、これを有効に機能させ、株主、お客さまをはじめとするステークホルダーから信頼・選択される企業となるように努める。

① 経営管理に関する体制

ア．業務執行に関する体制

・取締役会は、原則として毎月１回開催し、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役から職務執行状況の報告を受けるなどして、取締役の職務執行を監督する。また、社外取締役により、社外の視点から監督を行う。

　監査役は、取締役会に出席し意見を述べるほか、業務の執行状況の聴取等を通じて、取締役の職務執行を監査する。

・業務執行における重要な事項について多面的に審議するため、経営執行会議を設置する。経営執行会議は、原則として毎月１回以上開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況等に関する報告を受ける。

・経営の意思決定・監督と執行の分離および迅速な業務執行を実現するため、執行役員制度を採り、役付執行役員および執行役員を置く。なお、本部長・統括を務める役付執行役員は、取締役が兼務することとし、これにより経営の意思決定と特定分野の業務執行との乖離を防止する。

・取締役ならびに役付執行役員、執行役員、参与および使用人（以下「取締役等」という。）の職務執行の適正および効率性を確保するため、会社規程等において、各部門(本部、本店の部をいう。以下同じ。）および各部署の業務分掌ならびにそれらの長の権限等を定める。

　また、取締役等は、業務執行状況について、適時に、取締役会、経営執行会議または上位者に報告する。

・取締役等の意思決定の適正を確保するため、決裁手続きにおいて、起案箇所、関係部門および審査部門による審査を行う。

・取締役等の職務執行に係る情報の保存および管理を適正に行うため、会社規程等において、取締役会議事録、経営執行会議資料、決裁文書等の作成、保存および管理に関する事項を定める。

イ．内部監査に関する体制

・取締役等の職務執行の適正および効率性を確保するため、執行部門から独立した組織として社長直属の内部監査部署を設置する。内部監査部署は、各部門の業務の執行状況等を定期的に監査し、その結果を直接、社長に報告するとともに、必要に応じ各部門に改善を勧告する。

② リスク管理に関する体制

・全社および各部門のリスク管理が適正に行われるよう、組織、権限をはじめとする会社規程等を整備する。

・経営に重大な影響を与えるリスクについては、経営企画部署および各部門が、経営計画の策定および重要な意思決定にあたり、毎年定期的にまたは必要に応じて把握・評価し、経営執行会議において審議を受けるとともにこれを管理する。また、必要に応じて、取締役会において審議・報告する。

・安全・品質をはじめとする各部門の業務に係るリスクについては、各部門の長が、これを把握・評価・管理する体制を整備するとともに、毎年定期的にまた必要に応じ、その体制、運用状況を点検する。また、各部門の計画の策定・実行にあたっては、各部門の業務に係るリスクを把握・評価し、その結果に基づいてこれを管理する。

・法令等に従って財務報告を適正に行うために、組織および会社規程等を整備し、適切に運用する。

・非常災害その他当社の財産、社会的信頼等に重大な影響を与える事象が発生した場合の情報伝達および対応について会社規程等に定めるとともに、これらの事象が発生した場合に備え定期的に訓練等を実施する。

・内部監査部署は、必要に応じて内部監査を行う。

③ コンプライアンスに関する体制

ア．社内体制

・コンプライアンスの徹底を図るため、会社規程等に基づき、社長を委員長としたコンプライアンス推進委員会を設置するとともに、本店部の長、本店本部の総括部署の長および支店長等をコンプライアンス責任者とする全社的な体制を整備する。

・コンプライアンスの定着を図るため、会社規程等に基づき、取締役およびコンプライアンス責任者を対象とした啓発活動を実施し、管下使用人への適切な指導・監督に当たらせるとともに、使用人に対し各種研修を行う。

・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、通常の業務報告経路とは別に、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内および社外に設置する。なお、コンプライアンスホットラインの利用者の保護について、会社規程等を定める。
・反社会的勢力との関係遮断については、対応部署を定め、会社規程等を整備するとともに、関連する外部専門機関と連携して対応する。

イ．中部電力グループ体制
・中部電力グループ・コンプライアンス推進協議会に参加し、これに基づいた取り組みを行う。

④　監査に関する体制

ア．監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項
・監査役の職務を補助するため、執行部門から独立した組織として監査役直属の監査役室を設置する。
・監査役室には、監査役の意向を踏まえた員数の使用人を置く。

イ．監査役の職務を補助すべき使用人の独立性および当該使用人に対する監査役の指示の実効性
・監査役室に所属する使用人は、執行部門の業務に係る役職を兼務せず、また取締役の指揮・命令を受けない。
・取締役等は、監査役の指示に基づき職務を遂行したことを理由として、監査役室に所属する使用人に不利益を及ぼさない。
・監査役室に所属する使用人の異動および評定にあたっては、監査役の意向を尊重する。

ウ．監査役への報告に関する体制
取締役および監査役が指名する者は、次のとおり、職務の執行状況等について監査役に報告する。
・当社に著しい損失を与えるおそれのある事実を知ったときは、ただちに監査役に報告する。
・部門ごとに原則として毎年１回、当該部門の業務の執行状況について監査役に報告する。
・重要な決裁文書については決裁後すみやかに監査役に回覧する。また業務執行に係るその他の文書についても求めに応じて、監査役の閲覧に供する。

エ．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益を受けないことを確保するための体制
・取締役等は、監査役または監査役室に所属する使用人に報告をしたことを理由として、報告した者に不利益を及ぼさない。

オ．監査費用等に関する事項
・取締役等は、監査役が職務の執行について生ずる費用等の請求をしたときは、すみやかに当該費用等を支払う。
カ．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制
・監査役は、経営執行会議およびその他重要な会議体に出席のうえ、意見を述べることができるものとし、取締役等は、当該意見を尊重する。
・社長は、監査役と代表取締役が経営に関し意見交換する機会を設ける。
・内部監査部署および会計監査人は、監査計画の策定・実施にあたって監査役と協議するとともに、実施結果を監査役に報告する。

⑤　企業グループの業務の適正を確保するための体制

ア．親会社との関係に係る体制

当社は、親会社である中部電力株式会社が定めるグループ経営方針、グループ運営に関する規範に沿って密接な連携のもとに業務を執行する。

イ．トーエネックグループの体制
・当社グループの業務の適正および効率性を確保するため、グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、会社規程等に基づき、経営上の重要事項については、協議または連絡を求めるとともに、グループ会社のリスク管理、コンプライアンス等に関する体制を整備する。
・グループ各社の経営に重大な影響を与えるリスクについては、各社が把握・評価し、管理するとともに、グループ各社の社長等は、毎年定期的にグループを統括する部署に報告する。
・グループ会社の取締役等および監査役またはこれらの者から報告を受けた当社の取締役等は、グループ会社においてグループ経営に重大な影響を与える事象が発生した場合、当社監査役に報告する。
・当社グループにおけるコンプライアンス推進のため、各社において、コンプライアンス担当その他の推進体制を整備するとともに、基本方針の制定をはじめとする自律的な取り組みを行う。
・コンプライアンス違反事象の未然防止・早期改善のため、グループ各社は、当社の内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を活用する。
・当社の監査役および取締役等は、必要に応じグループ会社の監査役を兼務する。
・当社の監査役および取締役等は、グループ会社の監査役および取締役等との定期的な会合の場を設け意見交換を行う。
・当社の内部監査部署は、必要に応じてグループ会社に対して内部監査を行う。

(2) 運用状況

当社は、「会社の業務の適正を確保するための体制」の運用状況を定期的に取締役会に報告しています。その概要は、次のとおりです。

(経営管理に関する体制)

取締役会は、社外取締役２名を含む取締役11名で構成され、社外監査役３名を含む監査役４名も出席しています。取締役会は12回開催し、取締役相互の協議・意見交換を通じて、法令・定款所定の決議事項および会社の業務執行を決定するとともに、取締役の職務執行を相互に監督しました。

また、経営執行会議は、社長執行役員、専務執行役員の９名で構成され、常勤の監査役２名およびオブザーバー５名も出席しています。経営執行会議は25回開催し、取締役会に付議する事項および社長が決定すべき経営上の重要事項を審議するとともに、業務執行の状況に関する報告を受けました。

当社は、経営責任の明確化を図るとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制とするため、取締役、役付執行役員および執行役員の任期を１年としています。

社長直属の内部監査部署は、法令遵守、業務システム等に関して内部監査を実施し、その結果を直接社長に報告するとともに、各部門に対して必要な改善を勧告しました。

(リスク管理に関する体制)

定期的にリスクの棚卸を実施し、認識したリスクについては、経営計画、業務計画または日常の個別業務に反映するよう努めました。また、経営に重大な影響を与えるリスクについては、その影響度と発生頻度を想定したリスクマップとして可視化し、情報共有化を図りました。

非常災害その他当社に重大な影響を与え得る事象を想定し、中部電力株式会社と同調した防災訓練、情報伝達訓練、安否確認訓練を実施しました。

(コンプライアンスに関する体制)

社長を委員長とする定例のコンプライアンス推進委員会を３回開催し、コンプライアンス推進活動の実施状況の報告ならびに活動計画の審議を行いました。この活動計画に従って、外部講師によるコンプライアンスセミナー、役職員の対話を通じた役員巡回ミーティング、社内報による啓蒙活動等を行い、コンプライアンス意識の高揚に努めています。また、内部通報の窓口「コンプライアンスホットライン」を社内・社外に設置しており、問題の早期発見と改善に活用しています。

反社会的勢力との関係遮断については、事業場ごとに不当要求防止責任者を選任し、公安委員会へ届け出るとともに、警察その他の外部専門機関から情報収集を行い、必要に応じてこれらの外部専門機関に相談を行いました。

(監査に関する体制)

監査役は取締役会で意見を述べるとともに、取締役会で経営判断原則に則った審議がなされているか、社外取締役が適切に機能しているかなどの視点から取締役の職務執行を監査しています。

監査役室には、監査業務量を勘案し、４名の使用人を置いています。監査役室は、取締役の指揮命令系統から独立させるとともに、監査役室に所属する使用人の異動・評定にあたっては、監査役の意向を尊重する等、監査役の指示の実効性を確保しています。

監査役に対しては、定期的に部門の業務執行状況を報告するとともに、重要な決裁文書その他の文書を回覧したほか、都度、必要な報告を行いました。

監査役は、経営執行会議、コンプライアンス推進委員会等に出席し、意見を述べました。監査役と代表取締役は、経営に関し５回意見交換を行いました。また、監査計画の策定・実施にあたっての協議、実施結果の報告を行うため、内部監査部署と９回、会計監査人と６回、それぞれ情報交換を行いました。

(企業グループの業務の適正を確保するための体制)

グループ会社全般を統括する部署およびグループ各社を管理する部署を設置し、必要に応じ協議するとともに報告を受けました。グループ会社のリスクについては、定期的に報告を受けたほか、コンプライアンス教育についてグループ一体となった取り組みを実施しました。

当社の監査役等は、必要に応じてグループ会社の監査役を兼務し、定期的に意見交換を行いました。また、内部監査部署は、必要に応じてグループ会社の内部監査を実施しました。

以　上

(ご参考)

本事業報告の記載金額および株式数は、１株当たり当期純利益を除き表示単位未満の端数を切り捨てています。

貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**102,828**	**流動負債**	**66,678**
現金預金	21,950	支払手形	880
受取手形	1,969	電子記録債務	8,826
電子記録債権	4,663	工事未払金	25,254
完成工事未収入金	50,466	短期借入金	12,394
有価証券	5,000	リース債務	3,500
未成工事支出金	3,241	未払金	3,072
材料貯蔵品	2,744	未払費用	6,304
未収入金	8,644	未払法人税等	2,180
その他	4,169	未成工事受入金	1,400
貸倒引当金	△20	工事損失引当金	130
		その他	2,733
固定資産	**135,244**	**固定負債**	**83,306**
有形固定資産	(108,138)	社債	14,000
建物・構築物	18,512	長期借入金	19,559
機械・運搬具	29,013	リース債務	25,839
工具器具・備品	769	退職給付引当金	22,673
土地	30,602	その他	1,234
建設仮勘定	29,240	**負債合計**	**149,984**
無形固定資産	(1,523)	**純資産の部**	
投資その他の資産	(25,582)	**株主資本**	**82,766**
投資有価証券	10,798	資本金	(7,680)
関係会社株式・関係会社出資金	4,375	資本剰余金	(6,839)
長期貸付金	486	資本準備金	6,831
破産更生債権等	143	その他資本剰余金	7
繰延税金資産	6,057	利益剰余金	(69,784)
その他	4,381	利益準備金	1,639
貸倒引当金	△662	その他利益剰余金	68,144
		海外市場開拓積立金	100
		固定資産圧縮積立金	1,250
		特別償却準備金	39
		別途積立金	60,300
		繰越利益剰余金	6,454
		自己株式	(△1,538)
		評価・換算差額等	**5,322**
		その他有価証券評価差額金	(5,322)
		純資産合計	**88,088**
資産合計	**238,073**	**負債純資産合計**	**238,073**

損 益 計 算 書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	187,574	
兼業事業売上高	9,291	196,866
売上原価		
完成工事原価	163,207	
兼業事業売上原価	6,791	169,999
売上総利益		
完成工事総利益	24,367	
兼業事業総利益	2,500	26,867
販売費及び一般管理費		17,493
営業利益		**9,373**
営業外収益		
受取利息及び配当金	409	
その他	354	763
営業外費用		
支払利息	1,000	
社債発行費	289	
シンジケートローン手数料	250	
その他	32	1,573
経常利益		**8,563**
特別利益		
固定資産売却益	62	
貸倒引当金戻入額	0	
投資有価証券売却益	10	73
特別損失		
固定資産除売却損	17	
投資有価証券売却損	1	18
税引前当期純利益		**8,618**
法人税、住民税及び事業税	2,585	
法人税等調整額	237	2,822
当期純利益		**5,796**

連結貸借対照表

(2019年3月31日現在)

(単位：百万円)

資産の部		負債の部	
流動資産	**116,400**	**流動負債**	**72,873**
現金預金	28,495	支払手形・工事未払金等	42,264
受取手形・完成工事未収入金等	65,347	短期借入金	12,554
有価証券	5,000	リース債務	3,458
未成工事支出金	3,619	未払費用	7,052
材料貯蔵品	2,787	未払法人税等	2,617
その他	11,193	未成工事受入金	1,618
貸倒引当金	△42	工事損失引当金	130
		その他	3,177
固定資産	**147,058**		
有形固定資産	(110,363)	**固定負債**	**88,452**
建物・構築物	18,891	社債	14,000
機械、運搬具及び工具器具備品	31,464	長期借入金	19,559
土地	30,766	リース債務	25,636
建設仮勘定	29,239	退職給付に係る負債	27,440
無形固定資産	(3,899)	その他	1,817
のれん	2,193	**負債合計**	**161,326**
その他	1,706	**純資産の部**	
投資その他の資産	(32,795)	**株主資本**	**99,437**
投資有価証券	20,462	資本金	(7,680)
繰延税金資産	7,986	資本剰余金	(6,839)
その他	4,640	利益剰余金	(86,455)
貸倒引当金	△294	自己株式	(△1,538)
		その他の包括利益累計額	**2,682**
		その他有価証券評価差額金	(5,364)
		為替換算調整勘定	(16)
		退職給付に係る調整累計額	(△2,698)
		非支配株主持分	**12**
		純資産合計	**102,132**
資産合計	**263,458**	**負債純資産合計**	**263,458**

連結損益計算書

(2018年4月1日から
2019年3月31日まで)

(単位：百万円)

売上高		
完成工事高	209,321	
その他事業売上高	9,662	218,984
売上原価		
完成工事原価	181,098	
その他事業売上原価	7,017	188,116
売上総利益		
完成工事総利益	28,222	
その他事業総利益	2,644	30,867
販売費及び一般管理費		19,838
営業利益		**11,029**
営業外収益		
受取利息及び配当金	296	
持分法による投資利益	152	
その他	284	733
営業外費用		
支払利息	1,010	
社債発行費	289	
シンジケートローン手数料	250	
その他	66	1,616
経常利益		**10,146**
特別利益		
固定資産売却益	63	
貸倒引当金戻入額	0	
投資有価証券売却益	10	75
特別損失		
固定資産除売却損	91	
投資有価証券売却損	1	93
税金等調整前当期純利益		**10,127**
法人税、住民税及び事業税	3,392	
法人税等調整額	63	3,456
当期純利益		**6,671**
非支配株主に帰属する当期純損失		**△0**
親会社株主に帰属する当期純利益		**6,672**

会計監査人の監査報告書謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年４月24日

株式会社トーエネック
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　哲　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　井　達　久　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社トーエネックの2018年４月１日から2019年３月31日までの第101期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

2019年４月24日

株式会社トーエネック
　取締役会　御中

有限責任 あ ず さ 監 査 法 人
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　中　村　哲　也　㊞
指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　村　井　達　久　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社トーエネックの2018年４月１日から2019年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーエネック及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監　査　報　告　書

当監査役会は、2018年４月１日から2019年３月31日までの第101期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、経営考査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを確認するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、継続的な取組みが行われており、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人　有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年４月26日

株式会社トーエネック　監査役会

常任監査役（常勤） 社外監査役	原　田　正　人	㊞
監　査　役（常勤）	金　山　哲　雄	㊞
社外監査役	志　賀　慶　章	㊞
社外監査役	杉　田　勝　彦	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

【決議事項】

第１号議案　剰余金の処分の件

当期の剰余金の処分につきましては、将来にわたる事業展開のための内部留保の充実などを総合的に勘案し、連結配当性向30％を目処とする配当を通じて業績に応じた利益還元を行うとの基本方針に従い、次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその額

当社普通株式１株につき金75円　総額1,401,885,225円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年６月27日

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金　　3,800,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金　　3,800,000,000円

第２号議案　取締役11名選任の件

本総会の終結の時をもって、取締役全員は任期満了となりますので、社外取締役２名を含む取締役11名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、指名・報酬委員会の協議を経ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	大野 智彦（おおの ともひこ） (1954年12月18日生)	再任	所有する当社株式の数	2,326株

＜略歴、地位、担当＞

2009年６月　中部電力株式会社取締役 専務執行役員 販売本部長
当社取締役（非常勤）
2011年６月　中部電力株式会社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部、人財開発センター、グループ事業推進部統括
当社取締役（非常勤）退任
2012年６月　中部電力株式会社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部、グループ事業推進部統括
2016年４月　同社代表取締役 副社長執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、広報部、人事部統括
2017年４月　同社取締役
2017年６月　当社代表取締役社長 社長執行役員〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞

大野智彦氏は、代表取締役社長として、当社および当社グループを牽引し、中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進して当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しているとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 2	髙木（たかぎ） 勲（いさお） (1957年5月5日生)	再任	所有する当社株式の数	2,683株

＜略歴、地位、担当＞

2009年７月　中部電力株式会社電子通信部長
2010年７月　同社執行役員 電子通信部長
2012年６月　当社取締役 常務執行役員 技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長
2014年６月　当社取締役 常務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
2016年６月　当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
2017年４月　当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括
2017年６月　当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部、エネルギー事業部統括
2019年４月　当社取締役 専務執行役員 経営企画部、経理部、情報システム部、資材部統括〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞

髙木勲氏は、一般工事の拡大に向け、本店機能および営業力を最大限発揮するための体制整備を行い、営業競争力の強化や成長分野への事業拡大を推進するとともに、将来に繋がる経営戦略の展開やグループ経営の強化に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 3	西脇 哲也（にしわき てつや） (1957年４月23日生)	再任	所有する当社株式の数	2,137株

＜略歴、地位、担当＞

1980年４月　当社入社
2009年６月　当社理事 秘書室長
2011年６月　当社執行役員 営業本部営業統括部長
2013年７月　当社執行役員 岐阜支店長
2014年６月　当社常務執行役員 岐阜支店長
2015年６月　当社常務執行役員 人事部長
2016年６月　当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務室、総務部、資材部統括
(2016年７月　法務室から法務部へ名称変更)
2017年４月　当社取締役 専務執行役員 人事部統括兼人事部長 法務部、総務部統括
2018年４月　当社取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部統括
2019年４月　当社取締役 専務執行役員 法務部、総務部、人事部、教育センター統括〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞

西脇哲也氏は、人事制度の見直し、ダイバーシティの推進等、人材育成や労働環境の向上に尽力しているほか、法務、総務等の経営管理分野においてコンプライアンスの徹底、コスト競争力の強化等に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 4	平田 幸次（ひらた こうじ） (1959年1月18日生)	再任	所有する当社株式の数	2,077株

＜略歴、地位、担当＞
1981年４月　当社入社
2010年７月　当社岐阜支店営業部長
2012年６月　当社執行役員 営業本部技術統括部長
2013年７月　当社参与 営業本部内線統括部副部長
2014年６月　当社常務執行役員 営業本部内線統括部長
2017年４月　当社専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
2017年６月　当社取締役 専務執行役員 海外事業部統括 営業本部長
2018年４月　当社取締役 専務執行役員 国際事業統括部統括 営業本部長〔現任〕
(2018年４月　海外事業部から国際事業統括部へ組織改定)

＜取締役候補者とした理由＞
平田幸次氏は、長年にわたり当社の主要部門である屋内線部門の業務に従事し、現在は営業本部長として屋内線部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、国際事業統括部統括として海外案件の安定受注に向けて諸施策に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。
これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 5	藤田 祐三（ふじた ゆうぞう） (1959年４月19日生)	再任	所有する当社株式の数	463株

＜略歴、地位、担当＞
2011年７月　中部電力株式会社販売本部配電部長
2012年７月　同社お客さま本部配電部長
(2013年５月から2013年６月まで計画グループ部長を兼務)
2014年７月　同社執行役員 お客さま本部配電部長
2015年７月　同社常務執行役員 名古屋支店長
2018年４月　当社専務執行役員 東京本部長
2018年６月　当社取締役 専務執行役員 東京本部長〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞
藤田祐三氏は、東京本部長として関東エリアでの受注拡大に向けた営業・施工体制の強化、新たな収益源確保に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。
これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 6	堀内保彦（ほりうちやすひこ） (1957年12月18日生)	再任	所有する当社株式の数	2,513株

＜略歴、地位、担当＞
1981年４月　当社入社
2010年６月　当社理事 配電本部地中線部長
2011年６月　当社執行役員 配電本部地中線部長
2012年６月　当社執行役員 静岡支店長
2014年６月　当社常務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
2016年６月　当社取締役 専務執行役員 営業本部副本部長 海外事業部統括補佐
2016年７月　当社取締役 専務執行役員 空調管本部長
2019年４月　当社取締役 専務執行役員 エネルギー事業部統括 空調管本部長〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞
堀内保彦氏は、空調管本部長として空調管部門を統括し営業・施工体制の強化に取り組むとともに、関東エリアでの受注拡大や製造業からの受注拡大に向け、子会社（旭シンクロテック株式会社）とのシナジー効果の最大化を図る体制を構築するなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。
これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 7	水野朝之（みずのあさゆき） (1957年10月12日生)	再任	所有する当社株式の数	3,584株

＜略歴、地位、担当＞
1980年４月　当社入社
2010年６月　当社理事 配電本部配電統括部副部長
2011年６月　当社参与 配電本部配電統括部副部長
2012年６月　当社執行役員 配電本部地中線部長
2014年６月　当社常務執行役員 名古屋支店長
2018年４月　当社専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
2018年６月　当社取締役 専務執行役員 教育センター、安全環境部統括 配電本部長
2019年４月　当社取締役 専務執行役員 安全環境部統括 配電本部長〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞
水野朝之氏は、長年にわたり当社の主要部門である配電線部門の業務に従事し、現在は配電本部長として配電線部門を統括し経営の効率化に取り組むとともに、安全環境部統括として安全衛生意識高揚の推進にも積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。また、取締役として、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。
これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 8	みつ いし たく じ 三 石 拓 治 (1954年1月15日生)	再任	所有する 当社株式の数	1,037株

＜略歴、地位、担当＞

2007年７月	中部電力株式会社執行役員 岐阜支店長
2009年７月	同社参与 秘書部付中部テレコミュニケーション株式会社出向（執行役員常務）
2011年７月	同社特別参与（2014年６月退任） 中部テレコミュニケーション株式会社執行役員常務 技術本部長
2011年10月	同社執行役員常務 技術本部長兼技術部長
2014年４月	同社執行役員常務 技術本部長兼技術管理部長
2014年６月	当社取締役 常務執行役員 技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長
2016年６月	当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書室、技術開発室、情報システム部統括 情報通信本部長
2016年７月	当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報システム部、情報通信統括部統括
2017年４月	当社代表取締役 専務執行役員 経営全般に関し社長を補佐 秘書部、技術研究開発部、情報通信統括部統括〔現任〕

＜取締役候補者とした理由＞

三石拓治氏は、代表取締役として、経営全般に関して社長を補佐しつつ中期経営計画に基づく諸施策を強力に推進するとともに、重要事項の決定および他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。また、近年厳しい市場環境にある情報通信部門における事業戦略の策定、営業・施工体制の強化を推進し、顧客ニーズを踏まえた新技術の開発や情報セキュリティの強化に積極的に取り組むなど、当社事業の発展、経営基盤の強化に尽力しております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏が当社経営者として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 9	稲垣 隆司（いながき たかし） (1945年６月19日生)	再任 社外取締役 独立役員	所有する 当社株式の数	0株

＜略歴、地位、担当＞
1970年４月　愛知県庁 入庁
2004年４月　同県環境部長
2006年４月　同県副知事（2010年３月退任）
2010年６月　名古屋競馬株式会社代表取締役社長（2014年６月退任）
2012年８月　学校法人名古屋学院大学理事長（2015年８月退任）
2015年４月　岐阜薬科大学学長〔現任〕
2016年６月　当社社外取締役（非常勤）〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞
岐阜薬科大学 学長

＜社外取締役候補者とした理由＞
稲垣隆司氏は、長年にわたり愛知県において主に環境政策に携わり、環境問題に関する相当程度の経験・知見を有しているとともに、その多様な経歴を通じて培われた豊富な経験と幅広い見識を有しており、これらの経験・知見および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

＜独立性について＞
稲垣隆司氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が取締役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

＜社外取締役としての在任期間＞
本総会の終結の時をもって３年

候補者番号 10	林（はやし）　欣吾（きんご） (1961年1月9日生)	再任	所有する 当社株式の数	139株

＜略歴、地位、担当＞

2011年７月　中部電力株式会社経営戦略本部 事業戦略グループ長
2013年５月　同社お客さま本部スタッフ部長
2015年７月　同社執行役員 お客さま本部部長
2016年４月　同社執行役員 東京支社長
2018年４月　同社専務執行役員 販売カンパニー社長
2018年６月　同社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長〔現任〕
　　当社取締役（非常勤）〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞

中部電力株式会社取締役 専務執行役員 販売カンパニー社長

＜取締役候補者とした理由＞

林欣吾氏は、中部電力株式会社の取締役として豊富な経験と幅広い見識に基づき、中部電力グループ経営の観点から競争力・収益力の強化等に関して提言するとともに、他の取締役の業務執行の監督を適切に行っております。

これらの経験と実績に基づき、当社の持続的な成長および中長期的な企業価値の向上を図るため、同氏がグループ経営戦略を推進すべくステークホルダーの視点から当社の経営を監督する人材として適任であると判断し、引き続き取締役として適切に職務を遂行することを期待するためであります。

候補者番号 11	吉 川 直 利（よし かわ なお とし） (1951年８月23日生)	新任 社外取締役 独立役員	所 有 す る 当社株式の数	0株

＜略歴、地位、担当＞

2004年６月　東海旅客鉄道株式会社取締役 安全対策部長
2008年６月　同社常務取締役 安全対策部長
2009年６月　同社常務取締役 新幹線鉄道事業本部長
2010年６月　同社専務取締役 新幹線鉄道事業本部長
2012年６月　同社代表取締役副社長
2016年６月　ジェイアールセントラルビル株式会社 代表取締役社長
2018年６月　ジェイアール東海関西開発株式会社 代表取締役社長〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞

ジェイアール東海関西開発株式会社代表取締役社長

＜社外取締役候補者とした理由＞

吉川直利氏は、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、その経験および見識に基づき、客観的・中立的な立場で当社経営に対して有益な助言をいただくとともに、社外取締役として適切な監督機能を果たしていただくことを期待するためであります。

＜独立性について＞

吉川直利氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の資格を充たしており、同氏が取締役に選任され就任した場合には、新たに独立役員となる予定であります。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 上記所有株式数には、トーエネック役員持株会名義の実質所有株式数が含まれております。
3. 当社は、非業務執行取締役である稲垣隆司氏および林欣吾氏との間で、会社法第427条第１項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、各氏が原案どおり選任された場合は、上記契約を継続する予定であります。また、吉川直利氏が原案どおり選任された場合は、同氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

第３号議案　監査役３名選任の件

本総会の終結の時をもって、監査役原田正人氏、志賀慶章氏および杉田勝彦氏は任期満了となりますので、監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、公正性・透明性を確保するため、各候補者の選定にあたっては、指名・報酬委員会の協議を経ております。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号 1	柴田（しばた） 光明（みつあき） (1953年１月26日生)	新任 社外監査役 独立役員	所有する当社株式の数	0株

＜略歴、地位＞

1976年４月	監査法人伊東会計事務所（2001年１月 中央青山監査法人と合併）入所
1981年３月	公認会計士登録
2003年５月	中央青山監査法人（2006年９月 みすず監査法人に名称変更後、解散）代表社員
2007年８月	あずさ監査法人代表社員
2013年７月	有限責任 あずさ監査法人監事
2015年６月	有限責任 あずさ監査法人退所
2015年７月	公認会計士柴田光明事務所開設 同事務所所長〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞

公認会計士 公認会計士柴田光明事務所所長

＜社外監査役候補者とした理由＞

柴田光明氏は、長年の公認会計士として培われた財務および企業会計に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、財務および企業会計の専門家としての経験、見識からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

＜独立性について＞

柴田光明氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員の資格を充たしており、同氏が監査役に選任され就任した場合には、新たに独立役員となる予定であります。

候補者番号 2	杉田勝彦（すぎたかつひこ） (1954年４月12日生)	再任 社外監査役 独立役員	所有する 当社株式の数	0株

＜略歴、地位＞

1984年４月　弁護士登録 石原法律事務所（現 石原総合法律事務所）入所
2004年４月　石原総合法律事務所 副所長〔現任〕
2008年４月　津島市固定資産税評価等審査委員〔現任〕
2009年４月　名古屋簡易裁判所調停委員〔現任〕
2012年９月　豊島株式会社 社外監査役〔現任〕
2014年４月　愛西市情報公開審査会委員
2014年９月　同審査会会長〔現任〕
2015年６月　当社社外監査役〔現任〕
2016年６月　愛西市行政不服審査会 会長〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞

弁護士 石原総合法律事務所副所長

＜社外監査役候補者とした理由＞

杉田勝彦氏は、長年の弁護士として培われた企業法務に関する高度な知識と豊富な経験を有しており、企業法務の専門家としての経験、見識からの視点に基づき社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

＜独立性について＞

杉田勝彦氏は、株式会社東京証券取引所および株式会社名古屋証券取引所の各規則に定める独立役員であり、同氏が監査役に再任され就任した場合には、引き続き独立役員となる予定であります。

＜社外監査役としての在任期間＞

本総会の終結の時をもって４年

候補者番号 3	すずき　けんいち 鈴　木　健　一 (1956年８月２日生)	新任 社外監査役	所 有 す る 当社株式の数	0株

＜略歴、地位＞
2009年７月　中部電力株式会社 工務技術センター所長
2010年７月　同社執行役員 工務技術センター所長
2013年７月　同社専務執行役員 技術開発本部長
2016年４月　同社顧問
2016年６月　同社監査役〔現任〕

＜重要な兼職の状況＞
中部電力株式会社監査役（2019年６月26日退任予定）

＜社外監査役候補者とした理由＞
鈴木健一氏は、上場会社の常勤監査役として培われた企業監査に関する相当程度の経験・知見を有しており、客観的・中立的な立場で社外監査役としての職務を適切に遂行していただくことを期待するためであります。

(注) 1. 各監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は、監査役全員との間で、会社法第427条第１項および定款の規定により、責任限度額を会社法第425条第１項に定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しており、杉田勝彦氏が原案どおり選任された場合は、上記契約を継続する予定であります。また、鈴木健一氏および柴田光明氏が原案どおり選任された場合は、各氏との間においても同様の責任限定契約を締結する予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

所在地　名古屋市中区栄一丁目20番31号
電話（052）221-1111（大代表）

交通のご案内
・ＪＲ・名鉄・近鉄　名古屋駅より徒歩約20分
・地下鉄（東山線・鶴舞線）伏見駅（７番出口）より徒歩約15分
・市バス♀
　系統　名駅 16　名古屋駅（東新町経由左回り）
　　名駅 16　広小路本町（柳橋経由）
　　Ｃ 758　名古屋駅（広小路栄）
　バス停「名古屋駅」(ミッドランドスクエア西側・21番のりば）より乗車、
　バス停「柳橋（１番)」で下車（乗車時間約５分)、徒歩７分

ミックス
責任ある木質資源を使用した紙
FSC® C022915
FSC www.fsc.org
UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。
VEGETABLE OIL INK